

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	建替組合の認可
法令の定め	区分所有法第64条の規程により区分所有法第62条の建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県の認可を受けて組合を設立することができる。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めにつくされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス:)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第34条第1項
許認可等の種類	定款又は事業計画の変更の認可
法令の定め	組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めにつくされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第38条第4項
許認可等の種類	建替組合の解散の認可
法令の定め	組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第42条
許認可等の種類	決算報告書の承認
法令の定め	清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第45条
許認可等の種類	個人施行建替事業の認可
法令の定め	第5条第項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業に着いて都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めにつくされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第50条第1項
許認可等の種類	個人施行建替事業の規準又は規約及び事業計画の変更の認可
法令の定め	個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めにつくされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第51条第3項
許認可等の種類	個人施行建替事業から共同施行建替事業への変更に伴う規約の定立の認可
法令の定め	一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人になったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合においては、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めにつくされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第53条第1項
許認可等の種類	審査委員選任の承認
法令の定め	個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公平な判断をすることができる者の内から、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員3人以上を選任しなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第54条第1項
許認可等の種類	個人施行建替事業の廃止及び終了の認可
法令の定め	個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了に 着いて都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第57条第1項
許認可等の種類	権利変換計画の認可
法令の定め	個人施行者は、前条の規定による手続きに必要な期間の経過後、遅滞なく権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成22年10月1日作成)

法令名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)
根拠条項	第94条第1項
許認可等の種類	管理規約の認可
法令の定め	施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその付属建物(マンション建替事業の施行により建築される者に限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めにつくされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号: 011-204-5576)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	